

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、秩序ある競争の原理と公正の原則を貫く経営活動を基本姿勢として、企業の健全性・透明性を重視した事業活動を推進してまいります。

このような企業理念のもと、コーポレートガバナンスは、コンプライアンス・リスクマネジメント・環境マネジメントと相俟って、企業の社会的責任を果たすためには欠かすことができない会社経営の要件と考えております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役による取締役・取締役会の業務執行を監督する機能の他に、内部業務を監査する社内監査室を置いて、監査機能の強化を図っておりますが、なお一層ガバナンス機能の充実を目指し、社会の要請に応えてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
王子ホールディングス株式会社	2,268,793	32.41
特種東海製紙株式会社	850,000	12.14
株式会社中国銀行	213,000	3.04
三宅和美	66,000	0.94
JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	66,000	0.94
NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON SECURITY LENDING	59,000	0.84
岡崎共同株式会社	58,792	0.83
津村正明	54,000	0.77
生部敏彦	54,000	0.77
株式会社SBI証券	54,000	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	更新
------	----

当社は、自己株式を1,231,460株保有しておりますが、大株主の状況からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田井 廣志	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田井 廣志	○	——	製紙業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、業務監査の他に会計監査事項について適時意見交換・検討を行い監査の的確性を確認する一方、会計監査人は、監査役会に対し年度監査計画の説明、四半期レビュー・期末監査結果の報告および内部統制に係る改善事項等に関する指摘事項の報告を行うため年最低3回報告会を開催するなど、相互連携して監査業務を遂行しております。

内部監査部署は、年度監査計画を立案するにあたり、監査役の意見を参酌して計画を策定し、その計画にもとづく監査の結果に関する業務遂行状況の適正性、的確性や改善・指摘事項等の報告、意見交換等を随時行っております。また一方、監査役から内部監査部署に対し、監査業務に必要な事項について指示を受けた場合は、内部監査部署は適宜当該事項に関し、調査、監査を実施するなど相互連携して監査業務を遂行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡崎 彬	他の会社の出身者							○						
松浦 孝夫	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡崎 彬		岡山ガス株式会社代表取締役社長	岡山ガス株式会社の代表取締役社長としての永年にわたる会社経営に係る豊富な経験と見識を、当社の監査に生かしていただけるものと判断して選定いたしました。
松浦 孝夫	○	——	化学メーカーの技術者としての豊富な業務管理経験と取締役として5年間の業務執行に係る経験により培われた幅広い見識があり、かつ会社からの独立性が高いため、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。 また、同氏は当社の株式を保有しておらず、上記の「会社との関係(1)」においてもa～hのいずれにも該当していない為、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

長期的展望に立った経営を求めるためインセンティブの付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書で全取締役の総額を開示しております。ただし、その報酬総額には使用人兼務役員の使用人部分の給与及び賞与については含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役には、取締役会の開催に際し、事前に議案内容を説明する体制を採っております。
社外監査役には、毎月開かれる監査役会で常勤監査役が各種の社内情報を説明しております。
また、内部監査を担当する社内監査室員に監査業務に必要な事項を指示・命令することができる体制を採っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、製造業で子会社、関連会社等の企業集団はなく、比較的小規模会社であります。このため、会社の機関に対する内部的監督機能としては、取締役会による代表取締役等業務執行者に対する監督、監査役による取締役・取締役会の業務執行に対する監督、会計監査人による会計監査等の機能以外に特段の監督機能を強化するプロセスは導入しておりませんが、当社における業務執行、監督、監査等の経営管理体制は次のとおりであります。

・取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定を行う

とともに、業務執行状況を監督しております。

・監査役会は、監査役3名で構成、監査役は取締役会に出席するほか業務執行、財務状況等を監査、また、3ヶ月ごとに監査役会を開催し、監査状況について討議・検討を行っております。また、監査役3名のうち、2名は社外監査役で、監査役の独立性、監査機能の一層の強化を図っております。

・内部監査については、社長直轄の社内監査室専任者1名により、監査役と連携のもと年度監査計画にもとづき内部監査を実施しております。

・会計監査については、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、期末の監査、四半期レビュー等が実施されております。当社の会計監査業務を担当している公認会計士は川合弘泰、越智慶太であり、いずれも関与期間は7年未満であり、補助者は公認会計士2名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。監査役は定時取締役会及び臨時取締役会に出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べるとともに、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。さらに、より透明性の高い企業経営をめざし経営監視機能の強化のため、2014年8月社外取締役を選任いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社の発行済株式総数の過半数を所有する株主は安定株主であります。当社では現行の定時株主総会における質疑応答・議事運営で充分であるとは考えておりませんが、現時点において、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を図るための特別の施策は講じておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	期末における直近の営業の概況、財務情報、トピックス等のIR情報を当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○基本的な考え方

事業目的の達成を支援し、企業の社会的責任の取り組みを有効に発揮させる内部統制は、コンプライアンスの確保・財務報告の信頼性確保・業務の効率化等にその目的があり、それらを有効なものとして定着させ、運用していくため、コーポレートガバナンスの確立と全社的にコンプライアンスとリスク管理を企業風土として定着させることが重要課題と考えております。

○整備状況

内部統制システムの有効性を確保するための体制の整備状況は次のとおりであります。

- ・内部統制システムを有効に運用するため、取締役・従業員が社会規範に則した行動をとるための行動規範として企業倫理行動指針を定め、この指針にもとづき企業活動を推進することといたしております。また、この行動指針に則り、コンプライアンス体制に係る基本規程および法令、企業倫理、社内規則等に違反する行為の事実を通報する内部通報制度等を整備しております。
- ・リスク管理に関しては、リスクの予知、予防および発生したリスクの対処・最小化を図るための管理、対応、対策を定めるリスク管理規程、緊急事態対策規程等を整備しております。
- ・取締役、従業員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関しては、文書取り扱い基準、文書別保存年限等を定める文書取扱規程を整備しております。

財務報告の適正性を確保するための内部統制については、内部統制の目的を達成するため、適時かつ適切に内部統制の整備・運用状況を見直しの上、その有効性に関し適正なる評価を継続して実施し、所期の目的を達成することを基本方針といたしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、総務経理部を窓口として、警察、弁護士などの関係機関と連携しながら、迅速かつ組織的に対応いたします。

また平素から警察や関係団体などの外部専門機関と連携して情報を収集し、反社会勢力の排除に向けた取り組みを行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

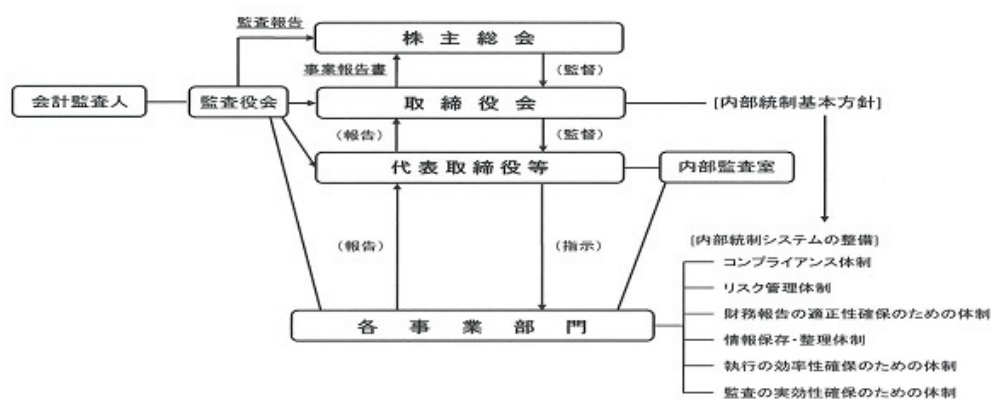
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

内部統制システム・コーポレートガバナンス体制図



内部通報制度組織図

